

奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業
(県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析) 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県が受託者に委託して実施する奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）について必要な事項を定めるものである。

2 事業名

奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

4 事業目的

本事業は、高齢者が生きがいを持ち、最後まで住み慣れた地域で安心して生活できるために、奈良県高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画で設けた目標達成に向けて、

- (1) データ分析による事業評価
- (2) 効果的な市町村支援を検討するための市町村調査
- (3) 市町村ヒアリング

を行うことにより、県内で実施されている介護予防や生活支援の取り組み状況を分析し、奈良県及び県内市町村において介護予防等の効果的な施策の検討や見直しを行うことを目的とする。

5 委託業務

委託する業務内容は、次のとおりとする。ただし、委託業務の履行に必要な関連業務並びに付随業務の一切を含むものとする。

(1) データ分析による事業評価

受託者は、公表されている公的統計又はその他県が必要と認めたデータ等を集集・活用し、奈良県及び各市町村の現状と課題を明確化する。分析内容は下記①(ア)から(エ)に示すものとするが、分析する項目等については、県と調整の上決定する。なお、データ抽出に別途料金が発生する場合は、受託者が負担するものとする。

① 分析内容

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況（一般介護予防事業を含む）
県内市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況を分析し、課題を明確にすること。
- (イ) 生活支援体制整備事業の取組状況

県内市町村における生活支援体制整備事業の取組状況を分析し、課題を明確にすること。

(ウ) 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議）

県内市町村における地域包括支援センターの運営（地域ケア会議）の取組状況を分析し、課題を明確にすること。

(エ) その他

その他、上記（ア）から（ウ）に追加して、県及び各市町村の現状と課題を明確化するための有効な分析手法・項目等があれば、提案すること。

※分析手法は、令和8年度以降も各項目において県独自で進捗管理できるものとする。

② 分析結果の報告

受託者は、分析結果を速やかに県に報告すること。なお、分析結果は、県が地域（主に市町村ごと）の課題を一覧できる形式とすること。

(2) 効果的な市町村支援を検討するための市町村調査

① 市町村調査

(ア) 対象

県内 39 市町村

(イ) 調査内容

以下の内容を含め、市町村の取組状況を調査すること。

- (a) 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を含む）
- (b) 生活支援体制整備事業
- (c) 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議）
- (d) その他県が必要と認める事項

(ウ) その他

なお、市町村の調査にあたり、県が想定する以下の事項を参考とした上で、各分析の考え方や手法を提案し、分析を行うこと。詳細については、県と協議の上、決定する。

- (a) 通いの場をはじめとする一般介護予防事業に参加できない者には、多様な課題を抱える者や閉じこもりがちで健康状態が把握できていない者が一定数存在し、こうした者へアプローチ出来る仕組みが確立できているか。
- (b) 介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業又は保健事業を契機に、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた早期介入を機能させるため、介護予防等と保健事業との連携が確立できているか。
- (c) 地域のニーズを踏まえ、多様な主体によるサービスを把握し、必要に応じてこれらを創出していく観点から、生活支援コーディネーターによる活動を含め、多様な介護予防・生活支援サービスを確保する体制が確立されているか。

※分析手法は、令和8年度以降も各項目において県独自で進捗管理できるものとする。

② 市町村調査結果の報告

受託者は、市町村調査結果を速やかに県に報告すること。なお、市町村調査結果は、県が地域（主に市町村ごと）の課題を一覧できるものとする。

(3) 市町村ヒアリング

① 対象

県内4市町村以上

② 実施方法

実地調査

③ ヒアリング内容

(1)、(2)によるデータ分析・調査を元に、取組が効果的である要因や課題となる要因等を把握するためのヒアリングを行うこと。内容については、受託者が奈良県と調整し決定するものとする。

④ ヒアリング結果の報告

受託者は、市町村ヒアリング結果を速やかに県に報告すること。なお、市町村ヒアリング結果は、県が地域ごと（主に市町村ごと）に一覧できるものとする。

(4) 会議体の開催

受託者は、本事業の関係者との会議体を、下記①に示す開催期間中に4回以上開催すること。なお、本会議体終了後、上記(1)(2)(3)を踏まえた令和8年度以降の県の取組方向性をA3、1ページ程度に纏め、令和7年11月14日(金)までに県に報告すること。

① 会議体開催期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)

② 各回開催前における業務概要

(ア) 参加者の選定

会議体参加者の選定に当たっては、受託者が奈良県と調整し決定するものとする。

(イ) 開催会場の選定・手配

開催日及び会場の選定に当たっては、受託者が案を作成し、奈良県と調整し決定するものとする。なお、奈良県及び参加者との日程調整は受託者において行う。

(ウ) 資料の作成

③ 各回当日における業務概要

(ア) 出席状況の把握、管理

(イ) 議事進行、その他必要な運営等

(ウ) 県及び各市町村の現状と課題を明確化するための手法や分析結果等の報告

④ 各回開催後における業務概要

(ア) 会議体実施内容のまとめ

会議体当日の記録（資料及び開催当日に挙げた意見等のまとめ及び様

子の分かる写真)を行うこと。記録については、会議体実施日の1週間後までを目処に奈良県に提出すること。

(イ) 会場費用や参加者(及びアドバイザー)に対する必要な謝金(報償費、旅費等)を支払うこと。

⑤ その他

会議体の実施にあたり、必要に応じて地域包括ケアに関し高度な専門知識を有する専門職をアドバイザーとして配置し、助言を得ること。

6 留意事項

- (1) 会議体等の開催に際しては、奈良県からの受託業務であることを明示すること。
- (2) 県内全域を対象として本委託業務を実施すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、基本的な感染症対策に留意したうえで実施すること。

7 その他

(1) 再委託

- ① 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により奈良県の承諾を得なければならない。
- ③ ②の場合において、受託者は第三者の行為について奈良県に対して全ての責任を負うものとする。

(2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、予め奈良県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 災害(台風、地震等)発生時の対応

受託者は、災害(台風、地震等)発生時や重大な事故発生等の緊急時における連絡方法などはあらかじめ明らかにしておくこと。

なお、これらの場合において、台風等あらかじめ災害発生が予測できる場合は、業務(ヒアリング、会議体等)の延期・中止等の適切な措置を講じること。また、業務実施中の突発的な災害発生等の緊急事態については速やかに県に報告し、県と協議の上対応すること。

- (4) 受託者は、契約締結後速やかに、統括責任者を選任し、本委託業務を円滑に遂行できるよう業務実施計画(実施体制表、担当者に係る資格や経歴及び業務スケジュール)を奈良県に提出し、了承を得ること。
- (5) 受託者と奈良県は本委託業務に関して、必要に応じて協議を実施することとし、受託者において議事録を作成すること。
- (6) 本委託業務の実施に必要な経費は、全て委託料に含まれるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

- (8) 受託者は、本委託業務に係る会議体等の議事概要を作成すること。
- (9) 受託者は、本委託業務完了後、本事業の実績を記載した委託業務実施報告書を作成し、奈良県に提出すること。また、本委託業務に係る経費を収支報告書にまとめ、報告すること。
- (10) 本委託業務により作成された成果物の著作権は奈良県に帰属するものとする。
- (11) 個人情報の取り扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守ること。
- (12) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (13) 別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」に記載の事項を遵守すること。
- (14) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた事項については、奈良県と協議することとし、受託者において議事録を作成すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第 3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 4 受託者は、奈良県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は奈良県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第 5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第 6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 受託者は、この契約による事務を処理するために奈良県から引き渡された個人情報が記録された資料等を奈良県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 8 受託者は、奈良県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、

第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、奈良県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、奈良県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、奈良県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 奈良県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、奈良県に報告し、奈良県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、奈良県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
再委託先の責めに帰すべき事由により、奈良県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 奈良県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(情報セキュリティ対策)

第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 個人情報等を取り扱う業務を再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを原則禁止とし、業務上やむを得ず外部記録媒体等で持ち出しする場合は情報漏洩を防止する措置を講じること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること